

村規約と休み日の規定

田 中 宣 一

(一)

近代国家が定め、人々が従っている各種法律とは別に、小社会や各種団体・集団には特有のさまざまなきまりがある。それには成文化されたものもあるし、不文のまま慣習として守られているものもある。成立の過程をみても、外部からの強制によって定めざるをえなかったきまりもあろうし、一定の歴史的展開の中で自らにとって必要と考え積み重ねてきたものもあろうが、とにかく人々はそれに従って行動し生活している。私的な法もしくは道徳ではあろうが、所属する小社会の成員には強い規制力を及ぼすものである。

地域社会においては、町内会の会則や村規約として明文化されていることがらはもちろん、村仕事への協力の仕方、祝儀不祝儀に際してとるべきとされる一定の行動様式、さまざまな贈答の慣習、はては挨拶の仕方等にいたるまで、実に寛厳さまざまなきまりが存在している。そしてそれらに拘束されて生活しているのであるが、積極消極の差はあっても人々が支持している以上、それらさまざまなきまりには、地域社会の人々の価値観や規範意識が表現されていると考えることができる。

本稿は、福島県南会津郡下郷町中妻の村規約（中妻区規約）と休み日の慣行を紹介し、そこでの休日に対する理解のされ方の考察を通して、村規約中の休日規定の現在における機能的側面と休日規定を遵守しようとする人々の底流にある心意の一面を窺おうとするものである。

(二)

きまりに従わない成員には、多くの場合、それを定めた社会によって何らかの制裁が加えられる。公権力を背景にした刑罰以外に、違犯の程度に応じて各種の私的制裁が加えられるのであるが、竹内利美氏は、村規約や各地の民俗資料を分析して、「主として近世封建支配体制の下にあって閉鎖的生活を持續してきた村落社会」における私的制裁を、追放、絶交―村ハチブ、財産没収―過料、禁足及び謹慎、体罰と暴行、見懲しと賤役賦課、諷示的制裁と犯人摘発、陳謝、面罵とかげぐち、の九つに

分類した。⁽¹⁾その後、前田正治氏⁽²⁾や荒井貢次郎氏⁽³⁾による独自の分類案が示されて、制裁の態様は明らかになっている。

そこで、本稿にかかわってくるのは、私的制裁が加えられる原因となる行為もしくは心の持ち様についてである。一つの違犯が、かげぐち・面罵・陳謝等の比較的軽微な制裁ですまされることもあるのに、他方では同じことに対して追放というような決定的ダメージを与えるべきものと考えられている場合がある。極端な場合、ある社会においては称揚されるべき行為が、他の社会では制裁に値するものとされる場合⁽⁴⁾もある。制裁の加えられ方をみることによって、ある行為や思想が、その社会の価値体係の中でどのように位置づけられているかを理解することができるであらう。

各地の村ハチブに処せられる人物やその行為について、かつて守随一氏は次のように列挙している。⁽⁵⁾

フワタリなことをした者、オードーでどうにもならぬ人、ワカラズヤ、ナラズ者、チョヨツク
リモチする者、サクを荒らす者、禁猟区へ入った者、盗み、作物荒らし、共有林の盗伐者、蔵破りをした者、姦通、娘が相對で他村者と通じた時、人殺し、人を傷けた者、火事の火元、人に祟る者、身勝手に絶えず訴訟を起こす人、村を相手に紛争を止めぬ者、戸主が村に反抗した場合、多数の言うことを用いず人の気に合わないことを言つて折れて出ない場合、村一般の事に応ぜず一人でやたら頑張つてみたりする人、我儘者、組の合議したことをきかぬ者、家産多きをかさにきて村決めに服しない者、部落のきまりを守らず邪魔ばかりする人、宮座の若衆の規約に反した

者(すなわち、故なく集会に出席せず仮病が発覚した場合等)、自分勝手のことばかりして村の人と共同しない、コトクに出ない人、道路普請・お宮の仕事・共有林の仕事等に出ても怠けている者、モヤイヤイーで人にだけさせて自分はしない人、彼岸入りの前に萱山へ火を入れる者、祝儀不祝儀に人並のことをしない者、「オコト(村共同の休日)だぞ」と触れがあるのに間違えた者、シコウヤジゲ(共に村内の組)等で決めた休日にも休まずに山の草刈り等をした人。

そして氏の言葉を借りれば、「ハチブの原因となるものは、いづれも共同生活の秩序無視であるが、乱暴、窃盗、姦通、殺人、失火のやうな積極的害悪の他に、組或は村決めの違反、共同作業の懈怠、進んでは共同の休業日を守らぬこと等が重要な原因となつてゐる」のである。

このうち私が特に注目したのは、決められた休日に休まないで仕事をするのが、処罰の対象となることである。乱暴・窃盗はもちろん共同作業の懈怠等が、他の成員に悪影響を及ぼすがゆえに罰せられるのは当然であるが、休業日に仕事をするのが同列に扱われるのはなぜであるか。理由はともあれ共同の休業日と決められている以上はきまりだから守れ、というのであるか。それならばなぜ、強制してまで同一歩調をとって休まなければならないと決めたのであるか。右の守随氏の一文からはそこまで窺うことはできないが、実は休日に休まない者への罰則を決めている所は、全国に少なくないのである。まず一つだけ例を挙げておこう。

鳥取県西伯郡大山町福尾では、他人に迷惑をかけた者に対して注意を喚起するために次のような方

法を執ったという。(1)六地藏を一体その人の家に運び込む。(2)新墓にまつられている四方棺を運び込む。(3)小便壺に十五、六貫の力石を入れる。(4)四人位で担わねば取り除けない大きな懲戒石を運び込む。以上のようなことをされると、皆に見られて恥ずかしい思いをすると同時に、取り除くのに大変な労力を要するので、大きな制裁となるのである。そして、こうしたことにあるのは、(ア)村人の親切を無にする、(イ)村決めを一人だけ守らない、(ウ)村の公休日⁽⁶⁾に休まず働く、(エ)他との境界線を無視する、(オ)村の役目に出ない、という行為もしくは態度だという。

(三)

次に福島県南会津郡下郷町中妻の規約をみよう。

中妻は、北方には阿賀川上流の深い谷と南方には山を背負う河岸段丘上に展開しており、水田稲作を主としながらも朝鮮人参を栽培したり、各種野菜や葉煙草栽培に従事する家の多い農村である。かつては男は、茅手として冬期間北関東方面へ屋根葺きの出稼ぎに出る人も多かった。勤め人は少しずつ増えているが、近くに大工場もないためそのほとんどは役所勤めや教員であって、家族は農業に従事している。戸数は昭和五十七年四月現在六十三戸で、それが宮原(十二戸)、九九布(十三戸)、中井(十二戸)、寺(九戸)、下一(七戸)、下二(十一戸)という六つの組(坪ともいう)に分かれている(三)

のほかに主として新移住家の多い橋場という所もある。祝儀不祝儀の際の手伝いやいくつかの講行事(中井の山の神講、下一・下二の稻荷講等)など、組を単位とする行事もあるが、多くは中妻全体が一つの纏まった組織として動いている。江戸時代には現在の組(坪)が一つの村と考えられていたこともあった。中妻という纏まった自治組織の成立は明治二十二年である。^(?)

ここの区長引継書類の中に、大正四年、大正十一年、昭和四年、昭和十八年、昭和二十二年、昭和三十七年、昭和四十八年に定められた規約が保存されている。^(?) 毎年の総会で規約の改めるべき箇所は改め、改正箇所が一定量になるとそれらを盛り込んだ新たな規約を作成するというふうにして現在に至っている。といつても部分改正の積み上げであるから、大正四年と昭和四十八年のもの(現在通用しているもの)を比べても、基本的に相違があるわけではない。そこで、現存中最も古い大正四年のもの^(?)を次に掲げてみる。

第一条 当区ニハ左ノ役員ヲ置キ、区ノ経済ヲ斗リ諸般ノ事ヲ管理執行スルモノトス 其任期ハ

式ヶ年トシ 互選ヲ以テ定ム 但堰世話人ハ壹ヶ年トス 当選者ハ辞スルコトヲ得ス

一、区長 壹名 副区長 壹名

一、区惣代^(?) 貳名 精算人 貳名

一、堰世話人 四名

一、墓地管理者 壹名 区長兼務

第二条 区長ハ区ヲ代表スルハ勿論ナリト雖モ重ナル事件ニハ惚代人ノ意見ヲ聞キ執行スルモノトス 精算人ハ年末ニ区費学校割堰割其他全般ヲ精算スルモノトス

第三条 区役員ニハ左ノ給料ヲ支給スルモノトシ日当ヲ支給セザルコト

一、区長 壹ヶ年壹戸ニ付金參拾錢

一、区惚代 壹ヶ年壹人金壹円五拾錢

一、精算人 壹ヶ年壹人金貳円五拾錢

一、墓地管理者 壹ヶ年 金壹円也

一、臨時諸調雇人 日当 金貳拾錢

一、外ニ区長手当壹ヶ年 金五円也

第四条 役員及ビ個人ヘハ如何ナル場合ト雖モ酒肴料ヲ給与セザルモノトス 若他出シ翌日ニ涉ル用務ノ為メ宿泊シタルトキノ実費ヲ支払スルモノトス 但壹里以内ハ給与セス 若夜業ヲナシ帰宅シ能ザルトキハ此限りニアラズ

第五条 区費ハ年度始メニ区惚会ニ於テ予定スルモノトス 予定以外ノ出費ヲ要スルトキハ区惚会ノ意見ヲ聞キ執行スルモノトス

第六条 諸経費ノ賦課率ハ左ニヨルモノトス

一、既定戸数割以外ノ惚割ハ戸数六分、地租四分トス 但シ他村ノ人ノ所有ニハ六分ノ地租割

ヲ課スルコト

一、学校ニ関スル費ハ例ニヨリ澳田ト平等ニ配当シテ戸数割トナスコト(注、澳田とは隣の区)

一、堰ノ費用及人夫賃ハ反別五分 戸数割参分 脛貳分トス 但シ脛割ハ服務人頭ニ(不明)スモノ

トス

一、異動地ヲ要スル費用ハ地主五分、区ニ於テ五分ヲ補助スルモノトス 但検査ニ要シタル費

用ニ限ルコト

一、貧困ニシテ生計ニ差支クル者へハ半戸ヲ課スルコトヲ得ルモノトシ其人名ハ区惚会ノ決定

ニヨルモノトス 但堰割ヲ除クコト

第七条 区惚会ニハ世帯主又ハ青年ノ男子ニ於テ出席スルモノトス 若シ世帯主前日ヨリ不在又

ハ疾病等ニテ代理者ナキトキハ壮年ノ女子出席スルヲ得ルモノトス 但欠席シタルトキ一日金

貳拾錢ノ未進金徴収スルモノトス

第八条 諸普請ノ日当ハ男子一日金拾錢トス 但世帯主ノ女子ハ男子ノ日当ニ同シ

第九条 諸普請ノ服役年令ハ拾五才以上六拾五才迄トス 若シ女子ニテ代夫スルトキハ家内ニ於

テ壯健ナル者出夫スルモノトス 女子ノ世帯主ハ男子ノ例ニヨル若シ女子ニ於テ代夫スル場合

ハ男子前日ニ於テ他出又ハ疾病ノ為メ出夫スル能(ハ)サル時ニ限ルモノトス 但虐人普請ニ

ハ世帯主又ハ壯健ナル者ニ限ルコト

第拾条 服役年令ト雖モ通学者及不具癡疾者^{不男}〇〇役スルモノトス

第拾壹条 兵士ノ送迎ニハ設宴セス 入營ノ兵士ニハ屯人ニ付金參円 帰郷兵士ニハ屯人ニ付金貳円ヲ贈与スルモノトス 但送迎ノ際屯人宛送迎ノ礼ヲナスコト

第拾貳条 区有金ハ区長及惣代人責任ヲ以テ管理シ年屯割五分ノ利子ヲ附シテ貸与スルコト 但屯人ニ付金拾円ヲ超サルコト 若借受人ナキトキハ郵便局ヘ預ケ置クコト

第拾參条 区有金ハ台帳ヲ調製シ置キ其精算額ヲ毎年旧正月式拾日ノ惣会ニ報告シ管理者調印シ置クモノトス

第拾四条 養鶏ヲナス者ハ区費ノ戸数割ヲ納メ尚相当ノ宅地又ハ所有地ニ相当ノ方法ヲ設ケ他人ノ土地ニ侵入セザルトキハ規定外ト雖モ飼育シ得ルモノトス 但戸数割ヲ納メザルモ相当ノ宅地又ハ所有地アルモノヘハ飼育ヲ許スモノトス 但シ土地屯反歩以上ヲ有スルモノハ四羽迄ヲ飼育スルコトヲ得ルモノトス 雛鶏ヲ養育スル期間ハ貳百拾日迄トス 若シ放養セサルトキハ此限ニアラズ 右規約ニ違フ者ハ金五拾錢ノ過怠急金及其鶏ヲ区ニ没収スルモノトス

第拾五条 水車ハ營業ト雖モ水利ノ關係上大普請后ヨリ土用明キ迄運轉ヲ中止スルモノトス

第拾六条 土刈數ノ儀ハ五月節(□句)ヨリ二日目トス 秣萩ノ儀ハ二百十日前ハ一切刈取セサルコト

一、諸普請触出シタルトキハ^(ト)手前九時迄ニ參集スルコト

一、光明寺ノ儀ハ区ノ儀務ヲ免除スルコト

一、区内共有地ニ生ス松杉木ハ五寸角以上ノモノハ一切伐木セザルコト

一、大堰普請ノ儀ハ八十八夜十日目ヨリ着手スルコト

一、他人所有ニ係ル畦畔ニハ鎌入セザルコト

一、字新田四郎五郎○及箱桶ノ上字大百刈橋坂橋ノ上ノ記念林ハ一切伐木セサルコト

第拾七条 区内道具止ノ儀ハ旧四月朔日始マリ旧八月十五日迄トス 但シ小堀ヨリ田植了リマデ

ハ一切セザルコト 左ノ場合ハ特色スルモノトス

一、人參製造家并ニ従業者ハ勿論堀取人共

一、自家養蚕家并ニ桑取人夫共

以(上)小頭ノ承認ヲ得テ運搬ヲ免除スルモノトス(注、小頭とは若者の組の一役職名) 但生蘭

ノ運搬も同様ノコト 臨時道具止ハ一切ナサザルコト

第拾八条 区内^(不明)へ突然借家或ハ居住スルモノへハ尙ヶ年月金參拾錢ヲ代夫料トシ月末ニ区长へ

納ムルモノトス 若シ本人ニ於テ滞納スルトキハ其家主者ニ於テ弁償スルモノトス

第拾九条 区ノ財産及区有金ノ主権者ト称スルハ区費ノ戸数割ヲ納ムルモノ(ヲ)以テ主権者ト

定ム 但シ本年度迄ノ積立金ハ大正參年迄十ヶ年間戸割ヲ納メルモノヲ主権者トス

第貳拾条 共有地ノ取得権者ト称スルハ従来ノ当区住民ニシテ区ノ義務ヲ負担シ来リシモノヲ云

村規約と休み日の規定

フ 他ヨリ移任シタル者又ハ分家シタルモノヘハ其權利ヲ与ヘザルモノトス 但其權利ヲ讓リ受タル者ハ此限リニアラス

第貳拾壹条 当区祭礼ハ春期ハ旧三月二十五日鎮守祭ヲ執行シ、秋期ハ旧七月十七日觀世音祭ヲ執行スルモノトス

第貳拾貳条 区費ノ取立ハ第一期ハ予定ヲ以テ旧七月二十日限り第二期ハ精算ノ上旧四月二十五日限りニ徴取スルモノトス 右各条ニ違約シタルモノハ区ノ法ニヨリ処分スルモノトス

第貳拾參条 小走給ハ壱戸金貳拾錢トス 外ニ金貳円也ヲ手当トシテ支給ス

第貳拾肆条 佐藤峯三郎ハ総区費ノ壱戸当リヲ納税スルモノトス 玉川芳藏、佐藤久七、佐藤与五郎ハ区ノ総割ヲ納ムルモノトス 諸普請服役ハ従来ト全ジコト

第貳拾伍条 玉川永齊養子玉川義雄ハ区ノ義務ヲ免除スルモノトス

第貳拾陸条 浅沼伊代吉、佐藤喜作ハ馬及鶏ハ飼養セザルコト

第貳拾柒条 旧正月十一日 山入始ト雖モ他人ノ所有林ヘハ出入セサルモノトス

第貳拾八条 本規約ノ禁示^(ママ)ヲ犯シタル者ハ何等ヲ問ヘス区ノ法ニ仍リ処分ス

第貳拾九条 本規約ニ定メタル条項ハ其年度内ハ更正シ得サルモノトス

右が村規約としての整合性を有するものか否か私には十分な判断ができないが、各条は次のように整理することができよう。役員の種類・任期・仕事内容・手当の規定（一〜四条）、区費・諸経費の徴

取規定(五、六、二十二条)、区有金の管理規定(十二、十三条)、区民の資格および権利規定(十八、十九
条)、会議・村仕事への出席義務規定(七、十條)、兵士送迎の規定(十一條)、日常生活上の遵守義務規
定(十四、十七、二十七條)、祭礼規定(二十一條)、小走規定(二十三條)、その他(二十四、二十六、二十八、
二十九條)⁽¹⁰⁾である。

この規約が全国の村規約の中でどのような位置を占め、いかなる特色を持つものかを述べることは、
村規約の研究が十分になされていない現状ではむずかしい。ただ、山中永之佑著『日本近代国家の形
成と村規約』⁽¹¹⁾でなされた分析と比較すると、中妻のものには、窃盜、賭博等の行為を戒めたり、勤儉
貯蓄を奨励するような道徳的説諭の面がほとんど見られないこと、および、中妻を上部の行政体の下
部の組織として位置づけるような性格の、ほとんどないことが特色といえるであろうか。総じて言え
ば、中妻という自治組織としての共同生活の維持運営に直接かわるもので満たされていると言える。
また、制裁について規定する場合には、すべて過料で処理していることにも注意しておきたい。

右の諸規定のうち、役員、成員の資格、会計、会議等に関するものは、一定の自治を有する組織の
性格や運営法を吟味する場合に重要な意味を持つものであるが、今は考察の対象外とし、次に日常生
活上の遵守義務規定(十四、十七、二十七條)について考えてみたい。

生業を等しくする家々が同じ地域の中で生活を営んでいく場合に積極的にとらねばならない行動や
避けねばならない行為は、中妻のように一定の伝統を有する社会においては多々存在するのであろうが、

そのうち特に規約の中に明文化させてまで相互に遵守を確認し合わねばならない事柄は、尋常のことではないと思われる。これを分析することによって、たとえ潜在的であろうともどういふ価値観の中に生活しているかを理解することができるであろう。

さて、逐条みていこう。

第十四条は、養鶏をなす者の守るべききまりである。養鶏といっても、鶏卵を換金して生計をたてるといふような大々的なものではない。自家用の卵や肉をとるためのものである。わが国の一般農家に鶏などの家禽飼育が普及したのはいつごろなのか、それによって食・住の生活がどのように変化したのかは興味ある問題であるが、ほとんど明らかにされていないのではないだろうか。⁽¹²⁾ ただ長い間、飼育は放養によってなされていたことは間違いない。土間や既の天井から小さな箱を吊しておく⁽¹³⁾ 吊したものでないと猫や蛇・イタチに襲われた⁽¹⁴⁾ という簡単な設備さえしてやれば、あとは朝になるとそこから自由に飛び下りて一日中外庭で餌をついばみ、夕方になると再び戻って寝るという風で、特に餌を与えたり世話をするというわけではなかった。卵は吊した箱の中や外庭のきまった場所に産むので、その採取を子供に課している所が多かったようである。そういうわけだから幾羽も飼うと菜園の被害が大きくなり、それが隣家にまでも及ぶので羽数に制限が加えられた。⁽¹³⁾ 各地の村規約の中に鶏放養の禁止や飼育羽数制限の規定が少なくないのは、このためである。中妻も例外ではなく、囲いをした小屋内で白色レグホン種を飼養する風が一般化する昭和初期までは、この鶏規約は大きな意味を持つ

ていたのである。鶏規約の詳細については他稿を期したい。

第十五条は、水田への水の必要な時期に、水車に転用して他へ流出させることを禁じたものである。第十六条、第二十七条は、村仕事に際して守るべきこと、および共有地や他人の所有にかかるものの伐採・採取を禁じたものである。

以上の第十四、十六条と第二十七条は、明らかに実害が他に及ぶような行為を禁じたもので、一般的な道徳観念から推しても納得できるものである。しかし、日常生活上の遵守義務規定のうち第十七条はやや趣きを異にしている。第十七条の「区内道具止」というのは、中妻において一切の道具の使用を禁じ、仕事を休むべきの日という意味である。但書によって若干の例外は認められているが、決められた期間中（旧曆四月一日より旧曆八月十五日迄）の定められた道具止めの日には、ほとんど働くことが禁止されるのである。そしてそのきまりを破った者には、後述するように一定の制裁（過料）さえ加えられるのである。休日を一統することはわかるとしても、その休日に働くことが、他に対して実害を与えるわけでもないのに、なぜ制裁にまで値する行為として規定に明文化して厳守させなければならぬのであろうか。

第十七条には道具止め休日の具体的月日と制裁は記されていないが、それは恐らく明記するまでもない、人々にとって常識に属する事柄だったからであらう。以下、他の年度の規約と現在の伝承とをもとに、制裁の具体的姿を述べてみたい。

昭和四年の「中妻区規約」中、関係部分だけ抜粋してみよう。

第十二条

道具止休日ハ青年者ニ願テ前日ニ戸毎ニ示知シ、道具止時刻ハ慣行ニヨリ太鼓ニテ知ラシムルモノトス 太鼓ハ式巡回スル事其期日左ノ如シ

一、旧三月十七日 全二十二日 旧七月廿五日 虫送祭当日 春神楽ノ当日 田植休式日間

旧四月一日ヨリ八月十五日マデ毎月一日と十五日

一、養蚕ノ作業 桑取人夫 天災地災地変ニヨル家屋普請 薬用掘取ハ其家族ハ特免ス事(注、薬用とは薬用人参のこと)

一、道具止ハ青年団ニ於テ取締ヲナシ違反スル者ハ過怠科金參拾銭ヲ徴収セシム 但シ刈敷山ノロヨリ半夏迄中止スル事(注、太平洋戦争前までは旧暦の五月中旬に村中で日を決めて共有林に入り、肥料として田に踏み込むための草やナラ・ウルシ・クリ等の若葉を刈るカッチキ刈りをした、刈敷山ノロとはその口明けの日)

伝承をも加味して敷衍すると、次のようになる。

〔期日〕 道具止め休日は原則として旧暦四月一日から旧暦八月十五日までの一日と十五日(但し刈敷山のロの日より半夏までは除く)で、その他に数日祭りに関する日があった。旧三月十七日は中の沢観音(元観音)の祭り、旧三月二十二日は堰神祭り、旧七月二十五日は天神社(鎮守)の祭りである。堰神

とは、日頃思恵を受けている中妻用水堰が延宝元年（二六七三）に開鑿された際に功のあった会津藩士飯田矢左衛門および工事関係者の霊である。これらの祭りが休日になることは現在でも変わりはない。春神楽は今では絶えているが、昭和初期には毎年春に、猪苗代湖近くの湊町（現、会津若松市）セキトという所から神楽師が来て舞ったので、その日は休日にしていたのである。規約にはないが、盆は当然休みであった。

〔取締〕 休日の取締は青年の小頭が中心になって行なった。前日に一応触れを出し、当日は朝七時に一番太鼓を打って中妻中を歩き、七時半に同様にして二番太鼓を打った。太鼓の打たれるまでの早朝の仕事は自由であったが、二番太鼓が打たれても野良から上がらないようだと青年達に注意を受け、過怠料金を持って青年の集会所へ謝りに出向かなければならなかったのである。そういうわけで、仕事をしていたか否かの微妙な判定をめぐってのいろいろな悲喜劇が伝えられている。

〔許容されない仕事〕 山仕事、田畑の仕事、草刈り、乾草の取込み、脱穀、粃すり、馬小屋からの肥料出しなどは、一切許されていない。

〔許容される仕事〕 次のような仕事は許されている。養蚕に関すること、薬用人参の採取、煙草の乾燥（葉摘みは不可）、野菜の運搬・販売（収穫は不可なので、七時以前に収穫してあとは屋内で束ねて出荷する）、精米、水田の水見、馬の運動、家の普請（青年に届け出なければ不可）、勤め（かつてはいけなさいといひ酒を出させたこともある）、日雇（専業主方は可、休みをねらって賃仕事に出るのは不可）、屋内の掃除、洗濯、

針仕事、趣味としての魚釣り・栗拾い・茸とり（これらは大目にみられている）。

中妻における道具止め休日の概要は以上である。これは昭和初期も現在もほとんど変わらずに守られていることである。文面上の精粗はあるが、参考までに、現在通用している昭和四十八年の規約を次に掲げておく。

第十条

道具止休日は青年会が前日に戸毎に知らせ、道具止時刻は公民館の太鼓で知らせる。一番太鼓七時、二番太鼓七時半

一、道具止の期間は五月一日より始り、月の十日、十五日の二回とし、九月十五日で終る。但し、田植中は中止とする。臨時道具止はその限りにあらず。

一、養蚕作業、煙草乾燥作業、穀物乾燥、天災地変、家屋普請等は特免される。又特定作物の収穫に限り、特免する。

一、道具止は青年会が取締り、違反する者から過怠金を徴収する。

さて、このような厳格な休日慣行の持つ意味は何であろうか。それを考える場合、休日慣行が現在の中妻において機能している役割と、そもそも定まった休日はなぜ存在しなければならなかったのかという基本的理由とに分けて、考えてみる必要があるだろう。

現在の機能面を述べるならば、十分な身体的休養が得られるということ、および野良仕事以外の雑

用もしくは趣味に充てる時間が確保されるという利点が挙げられる。この背景には、休みの日以外に、たとえ自分の仕事は一応片づいていても、野良で働く人を尻目に買物に出かけたり娯楽に時を過ごすならば、怠けているという非難やよい身分だと言われる皮肉を甘受しなければならぬ精神風土があるのである。休みたくはあるが他人の働いている時に休むと世間体が悪いという意識、逆に言えば、「共同すなわち公けに対するワタクシすなわち個人意識の発動を心良からず思う感情が、根底に働いて」⁽¹⁴⁾いるからだと思われる。とにかく、働くべき時には少しも休んではいけないかわりに、このように無理にでも休まなければいけない日が設けられているから、家庭婦人は休養がとれ、家庭内の仕事も片づけられ、他出もできるからよいのだと考えられている。不足がちな農家の嫁を見つけるのにも、中妻の場合は有利なのだと理解されている。また、役所や農協などへ用足しに出かけるのにも行きやすいのだという。かつて十五日休日をやめて一時期第三日曜を休日にしたが、日曜休みでは役所へ行っても用事が足せないという意味がないということになり元の十五日休みに戻ったという事実からも、強制的な休日はこの上なく重宝されていることがわかる。現在の規約にみる通り、それが新暦の五月一日から九月十五日までといういくら働いても限りがない農家の繁忙期間中に定められているだけに、その価値は倍加されているのである。

以上が、中妻において現在休日の果たしている大きな役割とされ、⁽¹⁵⁾この意義を大多数の成員が認めるがゆえに、成文化してまで厳守を誓い合い、共同秩序の維持を図ろうとしているのだと言える。現

在持っている休日の機能的側面はこれで理解できるが、休日の存在とそれを厳守しようとする意識が、果たしてこの利点あるがゆえに生じたのであろうか。むしろ逆で、この利点は結果として生じたものではないかと思われるのである。

江戸時代以来の各地の休日増加をめぐる紛争をみると、私の知る限りその多くは、農家経営に責任の少ない青年や男衆（下男・雇人）達が村の中心者たる大人達を相手どったものであり、またそれに対する領主権力側の規制がからんだものであった。⁽¹⁹⁾ 領主側の規制とは、当然のことながらみだりに休むことを禁じ、農民達を労働に駆りたてることを目的とするものである。

古川貞雄氏によると、幕府の法令類において、近世前・中期のものには遊日すなわち休日に関する規定が見当らず、後期になって出現するそうである。その理由は、農村で休日が漸増したためにそれを規制する必要があったからだとい⁽¹⁷⁾う。すなわち、もっぱら、みだりに休みをとるな精を出して働けという意味のものである。また、近世の農民思想形成に一定の役割を果たし、その後現在に至るまでの農村の人々の行動規範に影響を及ぼしていると思われる五人組帳の前書きには、農民に対するいろいろな説諭、訓戒等が記されているが、休日にはすべからず休むべしという内容の条項は、管見によれば全く見られない。最近多量に刊行されている民俗誌・民俗調査報告書や市町村史の中に活字化されている村法・村規約にも、精査したわけではないので断定することはできないが、制裁までも伴う休日の労働不許可の考えは、まず見えないのである。しかし実は休日労働禁厭の思想は、中妻の

みならず全国各地に広く及んでいるのである。

「怠け者の節供働き」「フュジ(不精進者)の節供働き」は、休日に休まない者への揶揄の成句である。「節供働き、お医者金の金になる」「節供働き、盆にポツクリ」は、休むべき日に休まないで働いていても、酷使した身体はすぐ病気になるってその稼ぎなどは医療代と消えたり、悪くするとあの世行きになるという意で、これも休むべき日に休まない者への戒めであった。沖繩あたりでは節供に働くとハブに噛まれるといったそうであるが、同じく、休日の労働避くべしという考えによるものである。茨城県多賀郡旧高岡村(現、高萩市)では、当然休むべきである五月五日に田に入って働くと、棒足といって足が脹れて棒のように硬直して曲がらないようになるということであるし、この日に植えた稲苗は赤くなって収穫不可能になるといった⁽¹⁸⁾。類似の伝承は福島県信夫郡飯坂町茂庭にもあり、五月に田に入ると三里四方が不作になるといい、入った者を形どった藁人形を作って皆で呪うという。呪われた者は気味が悪いので酒持参で皆にあやまるそうである⁽¹⁹⁾。いずれも強烈な休日労働禁厭の思想が背景にあること、言を俟たないであろう。

それを逆手にとつて、平日でもどうしても休みたい時には青年などが臨時に休みである標識を設け、休日を強請することも各地で行なわれた。福島県石城郡田人村では、毎月一・六の日は休みと決まっていたが、平日でも休みたい時には若者達が夜のうちに区長宅の庭に注連縄を張り、一斗樽等で祭壇を設けて正月の雰囲気にし、翌朝、正月がきたからといって区長に村休みの触れを頼むことがあった。

そしていったん休みと決まると、休みに働いたりした者は肝煎⁽²⁰⁾といって村人足に使われることになったという。煩雑になるので提示は避けるが、類例は枚挙に遑がないほどである。

ところで祭りや節供になぜ休まねばならないのか、なぜ労働を禁厭するのかわからない問題、すでに多くの人々によって説かれているように、この日は神祭りをしなければならず、それに関して物忌精進をしなければならぬからである。かつて一つの社会で共同生活を営むためには、豊産を祈り社会の安寧を神に願う必要があったが、積極的に神事にかかわらなければならぬこのような時に、みだりに労働に精を出す人々は神祭りを疎かにする人と考えられたのである。そのような者が一人でもいれば神祭りの効果もそれだけ減じ、また神の怒りをも招いて共同生活に破綻をきたすことになる。そこに祭りや節供の際の労働禁厭の思想が生ずる所以があるのである。

先に述べた通り幕府の法令類においてのみならず、古川氏はまた氏の地元である長野県内の藩領主のものにおいても近世前・中期には遊日規制が存在しないと、⁽²²⁾その理由として、遊日すなわち休み日が農業生産上どうしても必要な農民の遊興自由な聖域であると権力側が考えたために、それへの直接介入を控え、休み日の運営を村共同体内部の自主性にゆだねるといふ古くかつ深い暗黙の社会的了解のあったことに由来しているのだろうと推測しておられるが、正鵠を射たものと思われる。さらに言えば、休み日を共同社会内部の運営にまかせた背景には、農民自身が限られた神祭り、節供の日しか休まず、また規制の及ばないほどの強い信念に基づいて休んでいたということがあったのである。

う。しかし古川氏も述べておられるように、近世後期になると各地でいろいろな神勸請が盛んになり、それに伴って祭りや講行事が増加し、それが遊興に流れやすくなり、それだけ労働専一の生活ではなくなつたために規制せざるをえなくなつたのであらう。きっかけを作つた主たる原因の一つは、若者達の遊興心であらう。

岡山県和気郡稲坪村において村方行政の責任者である大庄屋が、若者達が村休みを強請しかつ村人を無理に休ませるのに手を焼いて郡奉行に提出した上申書には、その間の事情がよくうかがえる。文政二年（一八一九）七月のことである。

……四、五十年以前までは五節句並に氏神祭礼の外には村切一統（村中一斉）の休みと申すは御座なく候ところ、今頃は所々勝手次第に村うち諸神勸請致し、その祭、祈禱などと号して、毎年の休息日を決め、又夏分にては雨降れば雨祝いと名付け、照り続けば、これまた雨乞ひと名付け年中幾度となく不意に休息仕り、其節、村中節句祝のごとく酒食を饗し賑々しく遊楽徘徊仕り居り候。……右、種々の休息日たりとも、村役人の宰配にて相決め申し候はば筋合も立ち申し候へども、さにあらで村内の若者組の者ども勝手に談合致して取り決め、村役人方へも若者どもより触れ走る始末にて、其の際、村役人納得致し候はずば、村役人を恨み、影にて悪口ふれ廻り役人どもの村内の人氣を損うよう仕向け随分我儘一方なる仕方に御座候。⁽²³⁾……

その結果、藩当局によって厳しい休日規制が行なわれたのである。しかしその中で、休息日とする

にあたっては、「諸神勸請致し、その祭、祈禱などと号し」たり、雨祝い・雨乞いなどと称しており、内容そのものとはかくとして、何らかの神祭りとしなければ休み日とならないと考えていたことは、休みに関する古い心意を伝えているものと言いうことができる。

神祭りの増加に伴い村休みが拡大の一途をたどったのは全国的傾向のようである。⁽²⁴⁾ それに対して幕府や領主権力などは、休日数の制限をしてきたり休日といえども働くべきことを指囁してくるが、対する村落内部においては、休みには何が何でも休むべしという考えがありつづけたらしい。次の資料はそのことを暗示している。

○……百姓ども平素耕作出精の疲を休め申し度く候^(マ)えば他人を誘^(マ)うに及ばず、其の銘々の存じよ^(マ)り(判断)により疲れ候者のみ休み候義は苦しからず候へども、かかる事は致し申さず、村中の耕作不精の怠け者の若者ども三、五人談合致し手前勝手に村休みを取決め、村内に触れ廻り、休みたき所存毛頭これなき百姓まで休み申すよう強要致し、若し右触付を守らず休日^(マ)に仕事など致し候へば、発端の族(発議の輩)より強欲不情者などと悪口触れ廻り村中の人氣を損ずるよう仕向け申すため、よんどころなく其の意に従い休み申す次第⁽²⁵⁾に候。……

○村々定例休日之外、願遊・雨遊^(マ)杯^(マ)与^(マ)号、下方^(マ)不可申出候、若申出候共、一村限り之計^(マ)ヲ者致^(マ)間^(マ)鋪、組合相談之上可然様可致候事。附、定例休日^(マ)ニ而も操^(マ)り^(マ)ニ而農業相励者有之候共、彼是邪^(マ)間^(マ)不可致、自然手伝^(マ)杯^(マ)与^(マ)号右様不束等致候者共、平日家業不精^(マ)る事起候義^(マ)ニ付、右不埒等有之^(マ)

候節者一村ニ不限、組合評儀之上急度可申事。⁽²⁶⁾

一一八

○近來村々之内、家業出精、休日度不レ休農業等家業出精身上向よきを惡ミ、又は若もの共百姓・町人娘・下女等不義候杯申懸ケ、遺恨有レ之ものハ若もの共大勢申合、附合相省キ、又は田畑屋敷等之石碑持込、或は井戸等之糠・芥・下肥杯を打込、悉迷惑為レ致、云々。⁽²⁷⁾

これら支配者側の手になる文面には、休日の強請を苦々しく思っていたり、たとえ休日であろうとも労働を奨励しようとする意図が露わであるが、それでもなお文面の裏に、よしんば強請によって獲得した休日であろうとも、休日となったからには当日働く者に制裁を加えてでも休みの統一を図ろうとした農民側の立場を読みとることが可能である。

そして森嘉兵衛氏が、江戸時代の農民の休日規定は古典的休日(神祭りや節供の休み)を主にしたものであるから、次第に労働休養を主眼としたものに変化したことを、各地の例を挙げながら説いておられるように⁽²⁸⁾、休日とは、このように日常の労働を停止して神祭りに専念すべき日であったのが、次第に形骸化するとともに労働休養的色彩を濃くし、現在にいたったのだと言ふことができる。

それでは、中妻の休日慣行に戻ろう。中妻の現在の休み日は、若干の神祭りの休日を除けばほとんど労働休養を目的としたものになっている。そして村規約に表われた休日の規定は、現在の機能面からだけ論じれば、それがあれば身体を休養させたり他のことに充てべき時間の捻出に便利だという点にあり、これは現代の休日一般に通じるものである。その公的休日確保の目的は、近代の都市労働

者の労働時間短縮や週休二日制確保の運動と趣旨において一致している。また成員に休み日を厳守させるということは、村規約の中の日常生活上の他の遵守義務規定、すなわち鶏の飼育羽数の制限、村仕事の精励、共有林の盗伐禁止や口明け日の厳守等と、共同秩序の維持という点で目的を同じくするものである。先述の守随一氏のまとめた村ハチブの原因となる²⁹ところの諸々の行為や思想を避けようとする考えも、共同秩序の維持を図ろうとする点で同じである。しかし、いったん共同社会を離れて考えた場合、村仕事の懈怠や窃盗、殺人、火災の火元になること等は、依然として他の人々に直接被害を与える行為であるがゆえに一般道徳観念からしても戒められ、一部は法律に照らしても許されるべきものではないのに比して、休み日に働くということは、働く行為そのものは何ら実被害を与えないものではなく、戒めらるべきものともされない。非難されるどころか休日に働くならば、若干の揄意をこめて猛烈サラリーマンなどと言われるとはいえ、むしろ賞揚される傾向の方が強いのである。しかるに中妻のような一定の歴史を有し、成員もほぼ固定し生業的にも均一で共同して生活する面の多い社会においては、共同秩序の維持という観点から、休日の意味を現代にでも通じるように合理解してまで、また過怠金徴収という制裁まで設けて成員に休みを厳守させているのである。その背景には、休日存在の基本的理由、すなわち豊饒を祈り社会の安寧を願う神祭りをするために労働を休むのであるという心意が、潜在的に生きつづけていることがあるのだと思われる。

村規約の分析から、その社会の成員によって支持されている規範の有り様がわかり、社会の性格を

理解することができる。私は今も存続し、現代社会にマッチするように合理解されながら支持されている休日規定の中に、現在の常識では理解しにくくなったその社会が持っていた共同社会の休日に對する原初的觀念をみてとることができると思うのである。

(昭五七・一二・一九稿)

註

- (1) 竹内利美「村の制裁」(『社会経済史学』八一六) 昭17.のち、『信州の村落生活(中)』(名著出版昭51)に所収。
- (2) 前田正治『日本近世村法の研究』有斐閣 昭25 第二編第六章。
- (3) 荒井貢次郎「制裁」『日本民俗学大系』4 平凡社 昭34。
- (4) 例えば、昭和四十年代の高度経済成長期において猛烈サラリーマンが休日を返上してまで働いたことに対する周囲の賞讃の眼と、以下本稿で述べる休日に働いた者に対する制裁など。
- (5) 守随一「村ハチブ」『山村生活の研究』郷土生活研究所 昭13 国書刊行会から昭和50年に復刻刊行。
- (6) 本田皎「とも吟味」『鳥取民俗』3 昭55。
- (7) 『下郷町史 5』(民俗編) 昭57 「社会生活」の項参照。
- (8) それより古いものもあったと思うが、諸書類を一度整理して廃棄したことがあるらしく、その時古い規約類も整理されてしまったようである。惜しいことである。
- (9) 『下郷町史 5』(民俗編) 昭57 二七三ページ。
- (10) 二十四条、二十五条、二十六条に記載されている人々の多くは、当時隠居分家していた人である。
- (11) 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』木鐸社 昭50 特にその中の第五章「市制・町村制施行以後の村規約」。

村規約と休み日の規定

- (12) 早川孝太郎『猪・鹿・狸』(『早川孝太郎全集 IV』未来社 昭49)に少し触れられてはいる。
- (13) 制限を超えた羽数を捕獲したという記録が、大正十一年の総会記録に載っている。超過した分は青年が煮て食べてしまったようである。そのことを村として認めたというもの。
- (14) 『早川孝太郎全集 V』未来社 昭52 八五ページ。
- (15) このほかの役割として、中妻ではないが他の土地においては、一斉に休まないで働いていると、稀刈りの時などに収穫物が盗まれることがあるので、一斉休日は盗難防止ということもある。『北塩原の民俗』(福島県耶麻郡北塩原村発行 昭52)での酒井淳氏の見解(『社会生活の項』)を参照。
- (16) 森嘉兵衛「近世農業労働時間並に休日の統制」(『社会経済史学』一六一一)、荒木祐臣「藩政時代の百姓の休日について」(『岡山民俗 創立三十周年記念特集号』)、古川貞雄「近世の遊日と村共同体——若者組の成立と行動に寄せて——」(『信州史学』7)、『新発田の民俗 上』一九四ページ、など。
- (17) 古川貞雄「近世の遊日と村共同体——若者組の成立と行動に寄せて——」(『信州史学』7)。
- (18) 大間知篤三『常陸高岡村民俗誌』昭26 刀江書院 三一ページ。
- (19) 国学院大学民俗学研究会『三十七年度 民俗採訪』九二ページ。
- (20) 国学院大学民俗学研究会『三十年度 民俗採訪』九七ページ。
- (21) 平山敏治郎「休み日」(『民間伝承』六一一)、大藤時彦「休日の問題」(『民間伝承』一〇一五)、拙稿「村休みと年中行事——会津若松市湊町のカミゴトをめぐる——」(『民俗学研究所紀要』3)、など。
- (22) 註(17)に同じ。
- (23) 荒木祐臣「藩政時代の百姓の休日について」(『岡山民俗 創立三十周年記念特集号』)。
- (24) 註(16)の森・古川両氏の論文など。
- (25) 注(23)に同じ。
- (26) 註(17)に同じ、三七ページ。松本領(長野県)の柳新田村を含む組合村々が、慶応三年(一八六七

年) 正月に條約議定書を決め、農間商い稼ぎの禁止などともに出したもの。

(27) 『近世農政史料集 二二(江戸幕府法令 下)』(五五二号) 吉川弘文館 昭43 二〇六ページ。

(28) 森嘉兵衛「近世農業労働時間並に休日の統制」『社会経済史学』一六一一。

(29) 註(5)に同じ。